

制度の改正で介護サービスが受けられなくなる方への取組は

事業所やボランティアなどがサービスを提供することとなる

服部ひとみ議員(共産) 介護保険制度は、予防給付の訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行するなど大規模な改正が行われるが、介護サービスなどを低下させないためにどのように対応する考えか。市長 介護予防や認知症対策などこれまで重点的に進めてきた取組を一層充実させるとともに、サービスが後退することなく、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように努めていく。議員 地域支援事業に訪問介護や通所介護のサービスが移行する方への取組を聞きたい。福祉保健部長 国のガイドライン案では事業所やNPO団体、地域のボランティアなどが介護サービスを提供することとなっており、様々なニーズに対応することで、サービスが広がり在宅生活の安心が確保されると考えている。他 「市立学校給食センター新築」の再考を求めて ●市立第三小学校セカンドスクールの集団感染事故の再発防止を

平成26年第4回定例会は 11月28日(金) 午前10時 開会予定です。

常任委員会の審査報告から

総務委員会

第40号議案 府中市手数料条例の一部を改正する条例

この議案は、手数料・使用料の見直しに関する基本方針に基づき、証明及び閲覧事務関係の手数料の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。主な改正内容として、「住民基本台帳に関する証明や閲覧に係る手数料について、150円としている金額を250円に改める」等の説明があった。質疑に対して、「住民基本台帳に関する手数料については、基準手数料が268円であるが、内訳は人件費が約200円、入力業務委託等の費用が約50円などとなっている」「今回の見直しにより、約3200万円の収入増を見込んでいる」「児童扶養手当の申請や公的年金等の手続きの際に必要な住民票等は無料で発行している」等の答弁があった。委員から、「増収分は、市政の運営に使われ、市民に還元されることから、本案に賛成する」「市民生活などに全く配慮をしていない値上げであると考えられるため、本案に賛成しかねる」等の意見があった。審査の結果、本案については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

文教委員会

第44号議案 府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

この議案は、子ども・子育て支援法の成立により、幼稚園及び保育所等の教育・保育施設や家庭的保育事業等の地域型保育事業を行う者に給付による財政支援を行うことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。質疑に対して、「原則として、全ての自治体で運営に関する基準を定める条例を制定する必要がある」「私立保育園について、施設型給付になった場合でも、利用料は市が定めることになるため、保育料に大きな変更はない」「私立保育園の延長保育料などは、それぞれの施設が定めているため、保育料についてある一定の市の考え方を示していきたいと考えている」「11時間の標準保育と8時間の短時間の保育については、世帯の所得に応じて保育料を支払っていただくこととなる」等の答弁があった。

審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

厚生委員会

第47号議案 府中市立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

この議案は、市立心身障害者福祉センターにおいて利用料金制度を導入するほか、所要の改正を行うもの。主な改正内容として、「機能訓練事業、生活介護事業、児童発達支援事業、緊急一時入所事業の利用者または保護者が、指定管理者に利用料金を納入するものとする」「利用料金については国の基準により算定した費用の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者の収入とする」「平成28年4月1日から施行するものである」等の説明があった。質疑に対して、「利用料金の給付費については、毎月、都国民健康保険団体連合会から指定管理者に直接支払われるようになるため、安定的な施設運営のために使えるものと考えている」等の答弁があった。委員から、「指定管理者の選択に当たっての条件をきちんと整理し、対応していただくことを要望し、賛成する」等の意見があった。審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

建設環境委員会

第49号議案 府中市地域まちづくり条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例

この議案は、まちづくり行政の更なる運営の向上を図るため、府中市地域まちづくり条例に基づく府中市土地利用調整審査会及び府中市景観条例に基づく府中市景観審査会を統合し、両条例に基づく所掌事務、両附属機関の役割を継承した府中市土地利用調整審査会として審査等を行うため、所要の改正を行うもの。主な改正内容として、「府中市地域まちづくり条例では、委員数を7人以内で改める」等の説明があった。質疑に対して、「土地利用調整審査会では景観的な部分についての審議を行っているが、統合により双方の視点からより総合的かつ個別的に審議ができると考えている」「7、8割が大規模な開発事業に係る案件で重複して審議をしているため、審査会の回数が半数近く削減されると考えられる」「15%から20%程度の予算削減が行えると考えている」等の答弁があった。審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

特別委員会の中間報告から

基地跡地対策特別委員会

調布基地跡地の状況に関し、都市整備用地に係る動きとして、国から当該地における一般競争入札による売却予定が公表され、今後、処分条件等も明示されていくとのことである。府中消防署白糸台出張所及び学校給食センター用地については、都と売買契約を締結しており、今後、出張所用地を消防庁へ貸し付け、消防庁で建設工事に入る予定であり、学校給食センターについては基本設計に入り、建設工事に向け取り組んでいくこととなる。府中基地跡地留保地の状況に関し、都から当該地の利用意向について、教育庁が特別支援学校用地の候補地として、そのほか警視庁も利用の意向を示しているとの回答があった。引き続き都や関係機関と連絡を密に図り、利用計画策定に向け庁内の検討体制を構築したいと考えているなどの報告があり、これを了承した。

再開発対策特別委員会

府中駅南口再開発事業に関し、再開発ビルの管理検討については、全体・施設・住宅の用途別3管理組合による管理体制とする。また、管理会社選定の基本方針を全体・施設・住宅で統一の管理会社とし、その選定については、一定の基準に基づき複数の候補者を指名したプロポーザル方式を採用したいとしている。次に、工事の進捗状況について、8月下旬に地区内全ての既存建物解体・除却工事が完了しており、埋蔵文化財の発掘調査も8月末時点で約98%が完了している。府中駅前通りの交通計画については、第2地区北東にある交差点に進入する北方向並びに東方向からの車両交通規制に関し、再開発ビルへの入庫計画動線との整合を図るために引き続き協議しているなどの報告があり、これを了承した。

市庁舎建設特別委員会

市庁舎建設に関し、北本市で課題等について視察を行った。北本市においては旧庁舎における備品や書類などの数量調査、各部署における会議や相談業務の実態調査を行い、効率的な執務レイアウトの分析に役立てたと説明があった。なお、この執務環境調査については、設計を進める上で重要な作業であることから、本市においても平成26年度中に実施したいと考えている。北本市とは現敷地での建替えなど類似点も多く、設計や建設工事を円滑に進めるための参考にしたと考えている。敷地拡張については地権者との契約状況が変わらず確定に至らないが、33年度の竣工を目指すため、敷地を確定した上で第4回市議会定例会で基本計画(案)を示したいと考えているなどの報告があり、これを了承した。

調査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。